

勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

勝浦市では、路線バスの廃止や本数の減少が進んでおり、一部の時間帯などではタクシー事業者のサービス提供も十分ではないなか、一方、高齢化で移動に困難を抱える住民が増加するなど、移動の足の確保が課題となっております。

このような状況を踏まえ、利便性の確保及び持続可能な公共交通手段を確保するため事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も優れた提案をした者を当該業務の委託に係る随意契約の締結候補者として選定することを目的とします。

2. 業務の概要

(1) 業 務 名

勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務

(2) 業務委託内容

別紙1「勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

7,810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者
- (5) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）において、国、地方公共団体又は民間企業等との間で本件業務と同類業務（公共交通に関する検討又は運行に関する業務、※本格運行の実績あり）の履行実績があること。

4. 書類の配布について

プロポーザル実施要領、業務仕様書及び提出書類等各種様式については、令和6年1月8日（金）午前9時から、勝浦市役所企画課窓口で配布します。また、勝浦市ホームページからもダウンロードにより入手可能です。

勝浦市ホームページURL <https://www.city.katsuura.lg.jp/>

5. 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

内容	期日
募集要領等の配布開始	令和6年11月8日（金）午前9時から
質問の提出期限	令和6年11月15日（金）正午まで
質問の回答期日	令和6年11月22日（金）
参加意向申出書等の提出期限	令和6年11月27日（水）午後5時15分まで
企画提案書の提出期限	令和6年12月6日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション実施日	令和6年12月13日（金）
審査結果通知（予定）	令和6年12月20日（金）

6. プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとします。

- （1）提出様式 様式第2号
- （2）提出期限 令和6年11月15日（金）正午まで（必着）
- （3）提出先 勝浦市 企画課 政策推進係
電子メール：seisaku-k@city-katsuura.jp
電話：0470-73-6654
- （4）提出方法 質問書（様式第2号）に記入し、上記アドレスに電子メールにより送信してください。着信確認のため、メール送信後、必ず担当課に電話連絡を行ってください。
- （5）回答方法 質問に対する回答は、11月22日（金）までに、勝浦市のホームページに掲載します。

7. 参加意向申出書等の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 参加意向申出書（様式第1号）
- ② 会社定款
- ③ 登記事項証明書（写し可）
- ④ 税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税・消費税及び地方消費税に係る納税証明または未納がないことを証明した書類）
- ⑤ 業務実績（様式第3号）

過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）において、国、地方公共団体又は民間企業等との間で本件業務と同類業務（公共交通に関する検討又は運行に関する業務、※本格運行の実績あり）の履行実績を証するもの【契約書（写）】を添付してください。

(2) 提出期限 令和6年11月27日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出先 〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343-1
勝浦市 企画課 政策推進係（勝浦市役所4階）

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵便

8. 企画提案書の作成及び提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加意向を申し出た場合は、下記の書類等を作成し提出してください。

【提出書類】

- ① 企画提案書（任意様式） 正本1部（代表者印押印）、副本7部
- ② 見積書（任意様式） 正本1部（代表者印押印）、副本7部
※委託料（消費税及び地方消費税を含む。）を算用数字で記入してください。
※「2. 業務の概要（4）」の委託料上限額を超えることはできません。
- ③ 見積額の内訳（任意様式） 正本1部、副本7部

(2) 提出期限 令和6年12月6日（金）午後5時15分まで（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受付することができませんのでご注意ください。（提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。）

(3) 提出先 〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343-1
勝浦市 企画課 政策推進係（勝浦市役所4階）

(4) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。）又は書留郵便

(5) 企画提案に当たっての留意事項

- ① 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めません。
- ② 提出された企画提案書が次の事項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が実施要領の規定に適合しないもの

9. プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和6年12月13日（金） ※時間は別途連絡します。

(2) 実施場所

勝浦市役所4階 403会議室（予定）

(3) 提案方法等

プレゼンテーションの実施の順序は、企画提案書の提出順とし、プレゼンテーションに係る1事業者の持ち時間は45分（説明30分、質疑15分）を予定しています。

(4) 提案先

プレゼンテーションは、勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対して行っていただきます。

(5) 審査基準

審査にあたっては、別紙2の項目及び審査基準により総合的に評価します。

(6) 機材等

プロジェクター、プロジェクター接続コード（HDMI）、スクリーンは事務局が用意します。（パソコンは参加者でご準備ください。）

10. 審査結果

審査結果は、参加者全てに郵送で通知します。また、勝浦市ホームページで公表します。

11. 契約の締結

最優秀提案者を優先交渉権者とし、協議が整い次第、速やかに委託契約を締結します。また、協議が整わない場合においては、プロポーザルの審査による順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を受託者と決定します。なお、業務委託仕様書の作成については、提案内容が基本となりますが、委託先候補者と市との協議により最終決定します。

12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 参加意向申出書を提出した後に申込みを辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとします。

- (3) 提出された参加意向申出書等は返却しません。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外に使用しません。
- (4) 参加意向申出書等は原則として公開しません。
- (5) 審査経過や結果への問合せには応じないこととします。
- (6) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはなりません。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができます。
- (7) 審査結果に関する異議は一切受け付けません。
- (8) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - ② 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ③ 審査委員、勝浦市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (9) 審査経過及び結果は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

13. 問い合わせ先

住所：〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1

担当：勝浦市 企画課 政策推進係 忍足

電話：0470-73-6654 FAX：0470-73-9066

電子メール：seisaku-k@city-katsuura.jp

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○勝浦市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。